
高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検(令和3年10月施行)

※介護給付適正化事業対象

令和3年10月1日以降に作成又は変更したケアプランのうち、保険者から指定されたものを保険者に提出し、ケアプラン点検等で検証します。

【法的根拠】

「高齢者向け住まい等における適正なサービス提供確保のためのさらなる指導の徹底」(令和3年3月18日厚生労働省令老健局総務課介護保険指導室長ほか連名通知)

【対象】

居宅介護支援事業所ごとに見た、以下の項目の要件を設定します

① 市町村が設定する条件

A 区分支給限度基準額の利用割合

B 利用サービス種類とその利用割合(サービスの組合せは2種類まで)

② 高齢者向け住まい等併設等居宅介護支援事業所の介護支援専門員が令和3年10月1日以降に作成又は変更したケアプラン

③ 保険者が必要と判断したケアプラン

上記①～③の要件を満たすケアプランを指定し、居宅介護支援事業所へ提出を求めます。

【検証方法】

ケアプラン点検 (※地域ケア会議等での検証も可)

【点検後】

居宅介護支援事業所は、ケアプラン点検等での検証結果を踏まえ、検証対象のケアプランについて再検討を行うとともに、事業所内において同様・類似の内容で作成しているケアプランの内容についても再検討を行うこと。

【今後のスケジュール】

対象条件①の条件設定が決まり次第、高齢者向け住まい等併設等居宅介護支援事業所へメールで周知します。